

# 大牟田市「地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス d ボタン広報誌」システム利用規約

令和3年3月1日施行  
令和3年5月6日改訂

この規約は、「大牟田市「地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス d ボタン広報誌」システム」（以下「本システム」という。）の利用に関し必要な事項について定めたものです。内容をご確認いただき、この規約に同意の上ご利用ください。

## 第1 目的

本システムは、テレビの文字放送を活用して、本市における災害や感染症等に関連する緊急情報及び市民に注意を促す必要がある情報をはじめ、市民生活に役立つ様々な情報等を、市民（特にインターネット環境がない高齢者等）に迅速かつ正確に広く周知することを目的としています。

## 第2 配信内容

本システムを用いて配信する情報は、「緊急」、「注意」、「防災」、「生活」、「医療」、「教育」、「イベント」、「募集」、「お知らせ」に関する情報です。

## 第3 運用方法等

- (1) 本システムのアカウント及びパスワードの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課（以下「当課」という。）において行います。
- (2) 本システムの入力作業（掲載情報の更新、削除等）は、即時性、正確性等を鑑み、掲載情報を所管又は取り扱う関係課・室において行います。
- (3) アカウント及びパスワードの利用期間は、この規約の制定の日から1年間とします。なお、定期的又は管理上必要な場合は、当課において、アカウント及びパスワードを変更します。

## 第4 質問、意見等への対応

本システムで配信した掲載情報についての質問、意見等については、配信元の所管課で対応し、システムに関する質問、意見等は、当課で対応します。

## 第5 免責事項

- (1) 当課は、利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (2) 当課は、本システムの技術的に関するご質問等について対応できません。

## 第6 個人情報保護

当課及び各課・室において、配信情報に個人情報が含まれる場合は、大牟田市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理します。

## 第7 その他

この規約は、利用者への予告なしに、変更を行うことがあります。変更後の利用規約は、別途定める場合を除いて、本市公式Webサイトに表示した時点より効力を生

じるものとしてします。

## 第8 問合せ先

大牟田市企画総務部広報課

T E L 0944-41-2505 F A X 0944-41-2552

Eメール e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp